

申告書の書き方（表面1）

手順1

申告者本人の情報を記入します。

- ◆「**現住所**」
現在の住所を記入します。
- ◆「**1月1日現在の住所**」
令和7年1月1日現在の住所を記入します。「現住所」と同じ場合は、「同上」と記入します。
- ◆「**氏名・フリガナ・生年月日**」
氏名、フリガナ、生年月日を記入します。
- ◆「**職業**」
現在の職業を記入します。
- ◆「**電話番号**」
ご自宅の電話番号又は携帯電話番号を記入します。
- ◆「**個人番号**」
マイナンバーカード等をもとに個人番号を記入します。

手順3

所得から差し引かれる金額に関する事項を記入します。

⑬社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、厚生年金などがある場合、記入します。

⑮生命保険料控除・⑯地震保険料控除

保険会社作成の控除証明書に記載されている、控除対象額(支払金額)を記入します。

⑰寡婦控除・⑱ひとり親控除・⑲勤労学生控除

該当の方は、該当欄に☑を付けます。

⑳障害者控除

あなたやあなたの扶養親族が障害者である場合、記入します。

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者の氏名、生年月日、個人番号、配偶者の「所得」を記入します。

㉓扶養控除・16歳未満の扶養親族

扶養親族の氏名、生年月日、個人番号、続柄を記入し、同居か別居に☑を付けます。

あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った金額を記入します。申告の際は、「医療費控除計算明細書」又は「セルフメディケーション税制明細書」を添付します。

令和7年度分 市民税・県民税 申告書				整理番号	表
現住所 鹿沼市今宮町1688-1		鹿沼市今宮町1688-1		業種又は職業 小売業	表
1月1日現在の住所 同上		同上		電話番号 64-2111	表
氏名 鹿沼 太郎		氏名 鹿沼 太郎		個人番号	表
フリガナ カマ タロウ		フリガナ カマ タロウ		性別 本人	表
生年月日 24・8・1		生年月日 24・8・1		基本コード	表
住所コード		住所コード		世帯コード	表
所得から差し引かれる金額に関する事項					
源泉徴収票のとり		源泉徴収票のとり		1 事業等	5,200,000
社会保険料控除		社会保険料控除		2 不動産	600,000
合計		合計		3 利子	4,500,686
74,043		74,043		4 当金	1,950,000
生命保険料控除		生命保険料控除		5 公的年金等	3,160,000
介護保険料控除		介護保険料控除		6 雑所得	850,000
地震保険料控除		地震保険料控除		7 雑所得	850,000
障害者控除		障害者控除		8 雑所得	850,000
寡婦控除		寡婦控除		9 雑所得	850,000
ひとり親控除		ひとり親控除		10 雑所得	850,000
勤労学生控除		勤労学生控除		11 雑所得	850,000
配偶者控除		配偶者控除		12 雑所得	850,000
配偶者特別控除		配偶者特別控除		13 雑所得	850,000
同一生計配偶者		同一生計配偶者		14 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		15 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		16 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		17 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		18 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		19 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		20 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		21 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		22 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		23 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		24 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		25 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		26 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		27 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		28 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		29 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		30 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		31 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		32 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		33 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		34 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		35 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		36 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		37 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		38 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		39 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		40 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		41 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		42 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		43 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		44 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		45 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		46 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		47 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		48 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		49 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		50 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		51 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		52 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		53 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		54 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		55 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		56 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		57 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		58 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		59 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		60 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		61 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		62 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		63 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		64 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		65 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		66 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		67 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		68 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		69 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		70 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		71 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		72 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		73 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		74 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		75 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		76 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		77 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		78 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		79 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		80 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		81 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		82 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		83 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		84 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		85 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		86 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		87 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		88 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		89 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		90 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		91 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		92 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		93 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		94 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		95 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		96 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		97 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		98 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		99 雑所得	850,000
扶養親族		扶養親族		100 雑所得	850,000

手順2

収入金額等・所得金額を記入します。

- ア・①営業等（小売、製造、建設など）
- イ・②農業
- ウ・③不動産（貸駐車場、貸アパートなどの所得）
営業、農業、不動産ともに「収支内訳書」に収入と支出の内訳を記入し、その収入金額はア・イ・ウ欄へ、所得金額は①・②・③欄へそれぞれ記入します。
- オ・⑤配当
令和6年1月1日～令和6年12月31日に受けた配当額を記入します。

- カ・⑥給与
源泉徴収票の支払金額をカ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入します。源泉徴収票が発行されない場合は、裏面の「6 給与所得のある方」欄を参考に記入します。

- キ・⑦公的年金等
源泉徴収票の支払金額の合計をキ欄に記入します。所得金額は、右の「公的年金に係る雑所得（速算表）」の計算式で求めて⑦欄へ記入します。

年齢	公的年金収入金額（A）	所得金額
65歳未満	130万円未満	(A) - 60万
昭和35年	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
1月2日以降生	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円
65歳以上	330万円未満	(A) - 110万円
昭和35年	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
1月1日以前生	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円

- ※所得金額調整控除が適用される方
所得金額調整控除が適用される方は、給与所得から所得金額調整控除額を差し引いた金額を⑥欄に記入します。詳しくは「申告書の書き方（裏面）」をご覧ください。

- ク・⑧業務に係る雑所得
副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な収入が該当します。収入金額はク欄へ、所得金額は収入金額から必要経費を差し引いて残った額となり、⑧欄へ記入します。

- ケ・⑨その他雑所得
個人年金などの公的年金に属さない年金やシルバー人材センターの配分金等が該当します。収入金額はケ欄へ、所得金額は収入金額から必要経費を差し引いて残った額となり、⑨欄へ記入します。

- コ・サ・⑪譲渡所得
不動産や株式等の譲渡所得以外の譲渡所得が該当します。収入金額には総収入金額から必要経費および譲渡所得の特別控除額（50万円）を差し引いた額を記入します。

- シ・⑪一時所得
生命保険の保険金、満期返戻金などが該当します。収入金額：総収入金額から必要経費および一時所得の特別控除額（50万円）を差し引いた額をシ欄に記入します。

申告書の書き方（表面2）

分譲課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分譲課税等用)」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

表 1
配偶者控除
配偶者特別控除一覽

納税者本人の所得金額		900万以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下
配偶者 控除	一般	33万	22万	11万
	老人	38万	26万	13万
所得金額		控 除 額		
配 偶 者 特 別 控 除	48万超 95万以下	33万	22万	11万
	95万超 100万以下	33万	22万	11万
	100万超 105万以下	31万	21万	11万
	105万超 110万以下	26万	18万	9万
	110万超 115万以下	21万	14万	7万
	115万超 120万以下	16万	11万	6万
	120万超 125万以下	11万	8万	4万
	125万超 130万以下	6万	4万	2万
	130万超 133万以下	3万	2万	1万

手順4

所得から差し引かれる金額を記入します。

⑬社会保険料 控除	控除額は支払った金額の合計です。
⑭小規模企業 共済掛金控除	小規模企業共済法に基づく第1種共済契約掛金や確定拠出年金法に基づく企業型年金、個人型年金の掛け金を支払った場合の控除。 控除額は支払った金額の合計です。
⑮生命保険料 控除	生命保険契約等に係る保険料もしくは掛金を支払った場合の控除。 契約した時期により取り扱いが異なります。 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等） 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等） 一般生命保険料又は個人年金保険料について、 新契約と旧契約両方の控除の適用を受ける場合、適用限度額は以下の（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか控除額が大きい方を控除できます。 （Ⅰ）新契約控除額＋旧契約の控除額（上限額：28,000円） （Ⅱ）旧契約の控除額のみ（上限額：35,000円） 生命保険料控除合計額の適用限度額は70,000円です。
⑯地震保険料 控除	あなたやあなたと生計を一にする親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料、旧長期損害保険料（保険期間10年以上で満期返戻金有のもの）を支払った場合の控除 ※1つの契約に地震・損害保険を両方含んでいる場合は、どちらか一方での控除となります。
⑰寡婦控除	①夫と離別した後再婚しておらず、合計所得500万円以下で子以外の扶養親族を有する方 ②夫と死別した後再婚しておらず、合計所得500万円以下の方 控除額は26万円です。
⑱ひとり親 控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者で合計所得500万円以下の方 控除額は30万円です。

⑲勤労学生 控除	あなたが大学などの学生で合計所得金額が75万円以下であり、そのうち勤労によらない所得が10万円以下の場合。 控除額は26万円です。										
⑳障害者控除	あなたやあなたの扶養親族が障害者である場合 ＊普通障害者・・・身障手帳3～6級、療育手帳B級など ＊特別障害者・・・身障手帳1・2級、療育手帳A級など ※申告の際に身障手帳や療育手帳を持参してください。控除額は普通障害者が26万円、特別障害者が30万円、同居特別障害者は53万円です。										
㉑配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合 控除額は左記の「表1」をご覧ください。 ＊老人配偶者・・・昭和29年1月1日以前生まれの場合（満70歳以上）										
㉒配偶者特別 控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合 控除額は左記の「表1」をご覧ください。										
㉓扶養控除	あなたと生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下である場合（次のいずれかの控除が受けられます。） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一般</td><td>330,000円</td></tr> <tr> <td>②特定</td><td>450,000円</td></tr> <tr> <td>③老人</td><td>380,000円</td></tr> <tr> <td>④同居老親等</td><td>450,000円</td></tr> </tbody> </table> ①一般・・・平成21年1月1日までに生まれた人 ②特定・・・平成17年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人（満19歳以上23歳未満） ③老人・・・昭和30年1月1日以前生まれの人（満70歳以上） ④同居老親等・・・③のうち、あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母などで、同居している人。 ※扶養親族の人数で、個人の住民税が非課税となる方を判定しています。扶養控除の対象とならない年少扶養親族もこの数に含まれますので、16歳未満の扶養親族がいる場合は、「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄をご記入ください。		控除額	①一般	330,000円	②特定	450,000円	③老人	380,000円	④同居老親等	450,000円
	控除額										
①一般	330,000円										
②特定	450,000円										
③老人	380,000円										
④同居老親等	450,000円										
㉔雑損控除	災害や盗難などで住宅や家財などの資産に損害を受けた場合の控除。詳しくは、市の税務担当者にお尋ねください。										
㉕医療費控除	あなたや生計を一にする親族の医療費を支払った場合の控除 控除額は次の算式で計算した額です。（最高200万円） ※セルフメディケーション税制の上限額は最高88,000円です。 $\left(\begin{array}{l} \text{差引負担額} \\ \text{支払医療費} - \text{補てんされる額} \\ \text{（円）} - \text{（円）} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{10万円もしくは税所得金額} \times 5\% \\ \text{のいずれか少ない方の金額} \\ \text{（円）} \end{array} \right)$ ※セルフメディケーション税制を選択した場合は一律12,000円										

申告書の書き方（裏面）

A 給与所得があった方

源泉徴収票をお持ちでない方は給与明細書に基づき記入します。

表：給与所得金額の求め方

収入金額（A）	所得金額
55万1千未満	0
55万1千以上～162万5千未満	(A) - 55万
162万5千以上～180万未満	(A) × 60% + 10万
180万以上～360万未満	(A) × 70% - 8万
360万以上～660万未満	(A) × 80% - 44万
660万以上～850万未満	(A) × 90% - 110万
850万以上	(A) - 195万

※ 所得金額調整控除が適用される方

- ・給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次の＜適用対象者＞イ～ハのいずれかに該当する給与所得者の方は16の欄に記入します。
＜適用対象者＞
イ 本人が特別障害者に該当する人
ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する人
ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
所得金額調整控除額＝（給与の収入金額※－850万円）×10％※1、000万円を超える場合は1、000万円として計算する。
- ・公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得が10万円を超える場合に適用されます。
所得金額調整控除額＝公的年金所得額※＋給与所得額※－10万円※10万円を超える場合は10万円として計算する

G 前年中所得がなかった方

- ◎仕送り又は扶養されていた方
援助してくれていた方の住所・氏名・続柄を「1下記の人に扶養されていた」の欄に記入します。
- ◎それ以外の方
遺族年金や雇用保険などで生活されていた方は、「2その他」の欄のあてはまるものに○をつけます。

B 事業・不動産所得があった方

収入金額・経費・所得金額等を記入します。
または、別紙の収支内訳書に記入します。

C 不動産所得があった方

不動産収入金額の内訳を記入します。

D 雑所得（公的年金以外）があった方

雑所得（公的年金等以外）のあった方は記入します。

E 総合譲渡・一時所得があった方

収入金額・必要経費等を記入します。「④特別控除額」については該当する所得の③の金額が50万円未満の場合は、③の金額。50万円以上の場合は、50万円となります。
※これらの所得の種類が複数ある場合や他の所得と損益通算をする場合は、市の税務担当者におたずねください。

F 寄付金を支払った方

寄附金受領書などに基づいて記入してください。ふるさと納税についてワンストップ特例の申請をされている方は、市民税・県民税の申告書を提出された場合、ワンストップ特例の申請が無効となりますので、ふるさと納税に伴う寄附金の記載を忘れないようご注意ください。（所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方について適用を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。）

申告書の書き方（裏面）

6 給与所得のある方

7 事業所得（営業等）のある方

8 不動産所得のある方

9 雑所得（公的年金等以外）のある方

10 総合譲渡・一時所得のある方

11 事業専従者に関する事項

12 事業税に関する事項

13 寄附金に関する事項

14 扶養（扶養親族）に関する事項

15 所得金額調整控除に関する事項

16 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

17 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

18 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

19 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

20 その他（あてはまるものに○をつけてください）

21 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

22 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

23 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

24 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

25 その他（あてはまるものに○をつけてください）

26 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

27 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

28 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

29 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

30 その他（あてはまるものに○をつけてください）

31 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

32 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

33 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

34 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

35 その他（あてはまるものに○をつけてください）

36 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

37 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

38 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

39 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

40 その他（あてはまるものに○をつけてください）

41 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

42 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

43 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

44 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

45 その他（あてはまるものに○をつけてください）

46 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

47 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

48 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

49 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

50 その他（あてはまるものに○をつけてください）

51 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

52 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

53 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

54 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

55 その他（あてはまるものに○をつけてください）

56 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

57 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

58 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

59 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

60 その他（あてはまるものに○をつけてください）

61 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

62 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

63 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

64 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

65 その他（あてはまるものに○をつけてください）

66 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

67 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

68 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

69 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

70 その他（あてはまるものに○をつけてください）

71 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

72 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

73 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

74 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

75 その他（あてはまるものに○をつけてください）

76 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

77 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

78 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

79 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

80 その他（あてはまるものに○をつけてください）

81 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

82 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

83 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

84 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

85 その他（あてはまるものに○をつけてください）

86 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

87 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

88 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

89 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

90 その他（あてはまるものに○をつけてください）

91 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

92 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

93 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

94 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

95 その他（あてはまるものに○をつけてください）

96 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

97 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

98 前年中所得のなかった方（必ず記入ください）

99 下の欄に扶養されていた。（仕送りで生活していた。）

100 その他（あてはまるものに○をつけてください）